

合併時から上越市の制度に統一

事務事業コード	事務事業名	提案区分
202400	教職員住宅維持管理	その 4
202100	地域スポーツクラブ育成事業	その 4
202200	地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業	その 4 その 4
203700	ガス料金	その 4
7700	文書管理事務（文書の収受・発送を除く。）	その 4 その 4
16300	上越市交通安全指導員	その 4
18400	上越市消防団に関すること	その 4
201000	入湯税課税免除	その 4
202700	施設利用学習（小・中学校）	その 4
138800	上越市成人式	その 4
141700	社会教育関係団体の認定	その 4
200300	契約全般	その 5
203000	証拠書類の保管事務	その 5
41500	中高生海外ホームステイ交流事業	その 5
203600	制度資金助成事業費（農政）	その 5
138710	上越市立学校使用事業	その 5
91600	ごみ集積施設設置費補助金	その 5
144000	特殊学校通学費補助金	その 5
200800	法人市町村民税税率	その 6
200900	個人市町村民税税率	その 6
64500	中小企業振興対策費補助金	その 8
30100	地域別まちづくり計画支援事業	その 8
30300	ボランティア活動支援補助事業	その 8
63800	信用保証協会保証料補助金	その 8
65400	商店街等活性化支援事業	その 8
97800	精神障害者入院医療費助成事業	その 8
117700	ふれあいランチサービス運営	その 8
140900	上越市社会教育委員 ・社会教育委員の具体的な職務及び報酬等について、合併時から上越市の制度に統一する。 ・ただし、委員の定数については、合併後2回目の改選期となる平成19年6月までは25人以内とし、そのうち13人については、旧町村の区域の住民のうちから各1人を委嘱する。 また、平成19年7月以降は15人以内とする。	その 8
156600	上越市体育指導委員会（体育指導委員） ・体育指導委員の任務及び報酬等については、合併時から上越市の制度に統一する。 ・ただし、委員の定数については、平成19年3月までは、現在の上越市の委員33人に、昭和32年4月25日付け文部事務次官通達の示すところにより旧町村の区域ごとに算出した数（ただし、算出した委員の数が1人となる区域については2人とする。）を加えた61人以内とし、そのうち28人については、旧町村の区域の住民のうちから当該区域ごとに算出した数を委嘱する。 また、平成19年4月以降は、その時点の上越市の人口に応じた定数とする（現在の14市町村の合計人口であれば52人）。	その 8
118800	公立保育園児通園バス購入費等補助事業	その 10
61600	排水設備設置費助成事業（生活保護、低所得世帯）	その 10

事務事業コード	事務事業名	提案区分
101200	社会福祉協議会補助金 ・社会福祉協議会への運営費補助金は、交付税算入のある福祉活動専門員分とする。ただし、合併後の社会福祉協議会の状況を勘案しながら、現状の体制を維持するために必要な職員派遣（兼務）及び人件費補助を当分の間継続する。 ・社会福祉協議会事業への補助は、地域の実情や事業の内容を精査し実施する。 ・社会福祉協議会に委託する事業費の積算にあたっては、当該事業に必要な人件費相当額を含むものとする。	その 10
114300	紙おむつ助成事業	その 10
114400	在宅介護手当給付事業	その 10
122000	乳幼児医療費助成事業 ・合併後、最優先で財源を確保し、対象年齢を速やかに引き上げるよう最大限努力する。	その 10
108700	基本健診受診者のための結果説明会事業	その 10
200600	都市計画税納稅義務者	その 12

合併後、段階的に上越市の制度に統一

376ページの18件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

事務事業コード	事務事業名	説明	提案区分
41700	上越国際交流協会運営費補助	・各国際交流団体への補助金について、安塚町の場合は年間7万5,000円、吉川町と三和村の場合は年間20万円を3年内の时限で交付する。	その2
106400	上越市食生活改善推進員協議会	・食生活改善推進員の資格付与の条件（講習時間40時間）を3年間で段階的に統一する。 ・合併後、旧町村単位で活動する場合には、その活動は推進員の自主運営とする。	その2
110130	機能訓練事業	・対象者及び送迎の実施について3年間で段階的に統一する。	その2
140600	文化財保存事業補助金	・町村所有の指定文化財で国・県指定文化財の維持管理委託料については合併後も引き続き補助対象とする。 ・上記以外の補助金等については3年以内に段階的に上越市の制度に統一する。	その2
109400	基本健康診査事業	・検診項目、対象者の基準、個人負担金を3年間で段階的に統一する。	その3
140300	小中学校P T A連合会補助金	・合併後3年内に各町村の団体が統合されるよう働きかける。 ・統合までの間、各団体に対し、財政状況を勘案した上で補助・交付金を交付する。	その3
140500	少年少女団体補助金	・合併後3年内に各町村の団体が統合されるよう働きかける。 ・統合までの間、各団体に対し、財政状況を勘案した上で補助・交付金を交付する。	その3
157700	上越市体育協会	・合併後3年内に各町村の団体が統合されるよう働きかける。 ・統合までの間、各団体に対し、財政状況を勘案した上で補助・交付金を交付する。	その3
178400	本支管台帳及び施設関連図書の整備及び保管	・管理図面の縮尺、修正の方法について、5年以内に統一する。 ・各種台帳が無い場合は上越市の水準で5年以内に新規に作成する。	その3
180700	使用水量の認定	・5年以内に町村ごとに料金を統一することとし、個々の業務については下記のとおり段階的に上越市の制度に統一する。 ・検針のサイクルと冬期間の取扱い（都市ガス供給区域内は毎月検針、区域外は隔月。特例を設置し簡易水道地区の降雪時に適用）、検針の委託、検針単価（山間部等検針条件が厳しい地区は別単価を設定）について、5年以内に段階的に統一する。 ・異常使用量判定基準は合併時から上越市に統一する。	その3
180900	ガス水道等料金賦課徴収業務	・5年以内に町村ごとに料金を統一することとし、個々の業務については下記のとおり段階的に上越市の制度に統一する。 ・調定回数：5年以内に統一する。（都市ガス供給区域は毎月、区域外は隔月を原則） ・口座振替済通知：5年以内に統一する。（「検針のお知らせ」に表記） ・納入通知書の仕様：合併後可能な限り早い段階で統一する。 ・納入期日の設定及び月の途中での基本料金の特例については、合併時から上越市に統一する。	その3
84700	農業集落排水事業分担金賦課徴収	・現事業認可区域の分担金は、当該区域の事業終了（最長で平成19年度）まで現行どおりとする。	その4
202800	I S O推進事業	・上越市のシステムを段階的に支所に広げていく。吉川町は、関係団体との調整がつくまで吉川町方式で継続するが、調整がつき次第、上越市の制度に統一する。	その4
203800	水道料金	合併後、5年以内に料金を統一する。ただし、統一の方法については、旧町村の事業ごとの経営状況を十分精査し、市の財政状況を勘案の上、逐次事業ごとに実施する。	その8
62100	受益者負担金及び分担金の賦課徴収	合併時の事業認可区域における負担金の賦課徴収は、平成21年度まで現行どおりとし、平成22年度から上越市の制度に統一する。ただし、頸城村については、現行制度を事業終了まで地域限定で継続し、平成22年度以降の上越市の賦課制度との差額については、特定目的の基金をもって充てる。	その10
91000	生活排水対策事業（合併処理浄化槽設置補助事業）	現在、当該事業を実施中の町村については、合併後、3年間に限り現行の補助水準を継続する。ただし、浦川原村については、現行制度をさらに2年間継続し、その財源は特定目的の基金をもって充てる。	その10
123300	保育料	保育料については平成17年3月までは現行どおりとし、平成17年4月から上越市と旧町村の保育料の差額を1/2に縮小し、さらに平成18年4月から上越市の保育料に統一する。	その10
200700	都市計画税税率	・大潟町、頸城村における都市計画区域の市街化区域への課税は5年間不均一課税とし（税率：1年目～3年目0.04%、4年目0.08%、5年目0.12%）、6年目から上越市に統一する。	その12

合併後、段階的に新制度、新基準を適用

377ページの5件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

事務事業コード	事務事業名	説明	提案区分
117500	介護保険料賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料については平成17年度の料金改正まで現行どおりとし、平成18年度から新基準を作成し、適用する。</li> <li>・納期については平成17年度から上越市の制度に統一する。</li> </ul>	その4
144500	遠征費交付金（小・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度までの3年間は現行どおりとし、平成20年度から新基準（対象及び金額）を作成し、適用する。</li> <li>・スクールバスは可能な限り利用する。</li> </ul>	その4
146400	通学援助費（小・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度までの5年間は現行どおりとし、平成22年度から新基準（距離・補助率）を作成し、適用する。</li> <li>・補助対象距離は上越市に統一することとし、地域事情を考慮した教育長の判断による特例を認める。</li> <li>・距離計算の起点は集落の中心地からとする。</li> <li>・スクールバスについては必要なものは継続する。</li> </ul>	その4
126700	国民健康保険税賦課徴収事業	<p>新基準として、納期は12期、賦課方式は所得割、均等割、平等割に割り振る3方式とし、均等割額と平等割額の計と所得割額との比率を50：50（平準化）とする。</p> <p>ただし、合併した年の1～3月は旧市町村の保険税額、又は保険料額を適用する。</p>	その8
202900	ごみ収集有料化事業	<p>現在、ごみ処理を有料化している町村の区域においては、現行の制度を継続することとし、その収益を当該区域内の環境対策経費に充てるための特定財源として取り扱うことができるものとする。</p> <p>合併後3年を目途に、全市の有料化に向けて取り組むものとし、有料化にあたっては、新制度を創設し適用する。</p>	その10

町村が独自に実施している事務事業

378ページから392ページの500件の事務事業については、「取扱い」とおりとする。

- ・事務事業番号欄の「一」は、当該事務事業を他の町村が実施している事務事業と併せて調整したため、事務事業番号が付与されていないことを意味する。
- ・取扱い欄の〔 〕内の数字は、関連する事務事業コードである。

事務事業番号	実施町村名	事務事業名	取扱い	提案区分
177	大潟町	大潟町土地改良区補助事業	合併時に廃止する。	その7
178	大潟町	朝日池土地改良区補助事業	合併時に廃止する。	その7
193	吉川町	土地改良事業(事務費助成)	合併時に廃止する。	その7
212	板倉町	高品質「板倉米」生産運動推進事業	合併時に廃止する。	その7
213	板倉町	低コスト稲作実践集団等育成事業	合併時に廃止する。	その7
215	板倉町	物産交流事業	事業をJ.Aに引き継ぎ、自治体の事業としては合併時に廃止する。	その7
220	板倉町	農業振興事業補助金（圃場整備・基盤整備事業測量及び調査設計費）	合併時に廃止する。	その7
224	清里村	農業機械リース事業	合併後、既に認定済みの者の償還期間が終了する平成22年4月までリース料金の一部(市町村負担分)を現在と同様の基準で支払うが、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。	その7
229	清里村	農村公園整備工事（単独）	合併時に廃止する。	その7
232	清里村	国県平準化事業	既に実施中の事業のため、当該手続きに係る事務を上越市に引き継ぐ。	その7
233	清里村	担い手育成事業	既に実施中の事業のため、当該手続きに係る事務を上越市に引き継ぐ。	その7
242	名立町	ふるさと名立特産品づくり事業補助金	合併時に廃止する。	その7
259	安塚町	やすづか自由学園（運営費補助）	当該事業を上越市に引き継ぎ、学園の安定的運営を引き続き支援する。	その7
260	安塚町	アルペンスキー授業の実施（スキー場利用料補助）	合併時に廃止する。	その7
269	柿崎町	頸北地区言語・難聴児担任者会負担金	合併時に制度を廃止し、上越市学校教育研究会の内部組織である障害児教育部会の通級（言語・難聴）担当者会に移行する。	その7
279	吉川町	スポーツ指導者育成補助	合併時に廃止する。	その7
285	板倉町	特殊教育就学援助	単独上乗せ補助分は合併時に廃止し、就学援助については上越市の特殊教育就学奨励費〔146100〕の制度に移行する。	その7
288	三和村	交通安全推進大会への補助金	合併時に廃止する。	その7
313	大島村	集落集会所充雪化事業補助金	合併時から上越市の町内会集会場建設費補助金制度〔2300〕に移行する。	その7
316	牧村	山村振興等地域連携推進事業	期間を限定して既に実施中の事業であるため、当該事務事業を上越市に引き継ぎ、平成16年度末まで地域限定として現在の制度で継続する。	その7
324	柿崎町	柿崎川ダム渴水調整協議会	合併時から上越市の河川維持保全業務〔53300〕に移行する。	その7
352	浦川原村	林業関係団体の補助金、負担金及び連絡調整(日本さくらの会)	合併時に廃止(日本さくらの会を脱退)する。	その7
357	大島村	生産森林組合活動補助金	合併時に廃止する。	その7
366	柿崎町	農家組合長活動助成金	合併時に廃止する。	その7
378	板倉町	消防団はしごのぼり部助成事業	当該助成事業を上越市に引き継ぎ、地域限定で継続する。なお、補助金の額については毎年の予算編成による。	その7
385	名立町	名立町農地関係地すべり防止事業推進協議会へ補助金の支出	合併時に廃止する。	その7
386	柿崎町	エンジェル祝金支給事業	合併時に廃止する。	その7
387	頸城村	心身障害者通所援護事業補助金	合併時から上越市の心身障害者通所援護事業〔203100〕に移行する。	その7
388	吉川町	健康増進施設利用負担金助成	合併時に廃止する。	その7
389	吉川町	すこやか子育て支援事業	合併時に廃止する。	その7
398	清里村	白内障手術時装用眼鏡代等助成	合併時に廃止する。	その7
400	清里村	チャイルドシート購入費補助金交付事業	合併時に廃止する。	その7
401	名立町	名立町保健衛生協議会補助金	合併時から上越市の制度地区衛生活動補助金〔91200〕に移行する。	その7
404	名立町	すこやか赤ちゃん祝い金	合併時に廃止する。	その7
419	板倉町	板倉町治山林道事業促進連絡協議会	合併時に廃止する。	その7
466	安塚町	全国明るい雪自治体会議負担金	上越市に引き継ぐが、その後の継続については上越市が判断する。	その7
467	安塚町	環境自治体会議負担金	上越市に引き継ぐが、その後の継続については上越市が判断する。	その7
480	大島村	村駅伝大会	当該事業を地域展開型事業として上越市に引き継ぐが、事業の実施方法などについては、合併後の状況を踏まえて見直す。	その7
481	柿崎町	米山山麓ロードレース大会	当該事業を上越市に引き継ぐ。	その7
483	柿崎町	スポーツ交流事業(頸北五ヶ町村)	合併時に事業を廃止する。 ただし、これまで実施してきた事業の目的と効果を踏まえ、合併後に再検討する。	その7